

## ダンス教室

### 手続きについて

#### 許諾方法

JASRAC が管理する著作物の演奏等による利用にあたっては、包括許諾と曲別許諾のいずれかを選択いただくことができます（原則として一施設を単位として、施設毎の手続きとなります）。

#### | 1 包括許諾

JASRAC が管理する著作物のすべてについて、利用できる許諾方法です。JASRAC は、利用の申込みに基づいた契約で定める一定の条件を範囲として、JASRAC が管理する著作物のすべてについて利用許諾を行います。

この場合には月額使用料が適用になります。手続きにあたっては、事前に利用許諾契約申込書をご提出ください。

#### | 2 曲別許諾

JASRAC が管理する著作物ごとに利用できる許諾方法です。手続きにあたっては、利用日の 5 日前までに利用許諾契約申込書と利用明細書をご提出いただきますが、申込書提出と同時に利用明細書の提出ができない場合には、利用明細書の提出予定日（利用日から 5 日以内の日）を申込書に記入してください。

この場合には 1 曲 1 回の使用料が適用になります。なお、申込書記載内容に基づいた使用料をあらかじめお支払いいただく場合があります。

#### | 注意事項

- ・カルチャーセンター等複合講座の中でダンス教室を行う場合は[こちら](#)
- ・ダンスパーティー等の催物を行う場合は[こちら](#)
- ・施設内でご利用になる音源について、市販・レンタル CD やダウンロードした音源を、その他のメディアや携帯端末に複製する場合は、別途許諾が必要となります。詳しくは[こちら](#)

## 使用料

使用料規程では、包括的許諾契約を結ぶ場合の使用料と、曲別許諾契約を結ぶ場合の使用料のそれぞれを定めています

【資料 1】使用料規程（ダンス教授所における演奏等）

【資料 2】使用料規程第 2 章第 1 節演奏等 5 ダンス教授所における演奏等に関する運用基準

## お支払い

原則として、使用料は支払月の 20 日に自動的に引き落とされる預金口座振替によって、お支払いいただけます。口座振替は全国の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、農協、漁協をご利用いただけます。

## ステッカーの交付

JASRAC では利用許諾契約を締結している契約施設であることを明示するため、施設の入口などに貼付するステッカーを交付しています。



### 社交ダンス教授所以外のダンス教室の管理開始について

ダンス教室のうち、社交ダンス教授所やカルチャーセンターでの JASRAC 管理著作物の利用については、従前より許諾を行ってききましたが、2015 年 4 月から、社交ダンス以外のダンス教室での利用についても、以下の運用基準を定め管理を開始しています。

## 5 ダンス教授所における演奏等

ダンス教授所など客にダンスを教授することを主たる目的とし、設備を設け客にダンスをさせる営業を行う施設において、当該営業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、原則として1演奏場所又は1上映場所を単位とし、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 月額使用料は、下表のとおりとする。

## ① 社交ダンス教授所

ダンス教師の数	30分間の教授料 (消費税額を含まないもの。以下同じ。)	月 額 使 用 料
1人～3人	1,000円まで	3,000円
	2,000円まで	4,500円
	3,000円まで	6,000円
4人～6人	1,000円まで	5,000円
	2,000円まで	7,500円
	3,000円まで	10,000円
7人～9人	1,000円まで	7,000円
	2,000円まで	10,500円
	3,000円まで	14,000円
10人～12人	1,000円まで	10,000円
	2,000円まで	15,000円
	3,000円まで	20,000円

(ア) ダンス教師の数が12人を超える場合の使用料は、ダンス教師の数が3人までを超えるごとに、「10人～12人」の場合の使用料に、「1人～3人」の場合の使用料を加算した額とする。

(イ) 30分間の教授料が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを超えるごとに、「3,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料の $\frac{50}{100}$ の額を加算した額とする。

② 社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所

面積	30 分間の教授料	月額使用料
60 m <sup>2</sup> まで	1,000 円まで	6,000 円
	2,000 円まで	8,000 円
	3,000 円まで	9,000 円
120 m <sup>2</sup> まで	1,000 円まで	9,000 円
	2,000 円まで	11,000 円
	3,000 円まで	13,000 円
180 m <sup>2</sup> まで	1,000 円まで	12,000 円
	2,000 円まで	15,000 円
	3,000 円まで	17,000 円
240 m <sup>2</sup> まで	1,000 円まで	15,000 円
	2,000 円まで	18,000 円
	3,000 円まで	21,000 円
300 m <sup>2</sup> まで	1,000 円まで	18,000 円
	2,000 円まで	22,000 円
	3,000 円まで	26,000 円

(ア) 面積が 300 m<sup>2</sup>を超え 900 m<sup>2</sup>までの場合の使用料は、150 m<sup>2</sup>までを増すごとに、「300 m<sup>2</sup>まで」の場合の使用料に、「60 m<sup>2</sup>まで」の場合の使用料を加算した額とする。

(イ) 面積が 900 m<sup>2</sup>を超える場合の使用料は、900 m<sup>2</sup>までの場合の使用料に、「300 m<sup>2</sup>まで」の場合の使用料を加算した額とする。

(ウ) 30 分間の教授料が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを超えるごとに、「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使

用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

30分間の教授料 面積	5,000円まで	10,000円まで	15,000円まで	20,000円まで	20,000円を超える場合 5,000円までを増すごとに 加算する額
60㎡まで	90円	110円	130円	150円	20円
120㎡まで	140円	170円	200円	230円	30円
180㎡まで	180円	220円	260円	290円	40円
240㎡まで	230円	280円	330円	370円	50円
300㎡まで	270円	330円	380円	440円	60円
450㎡まで	360円	440円	510円	580円	80円
600㎡まで	450円	540円	630円	720円	90円
750㎡まで	540円	650円	760円	870円	110円
900㎡まで	630円	760円	890円	1,010円	130円
1,125㎡まで	720円	870円	1,010円	1,160円	150円
1,500㎡まで	900円	1,080円	1,260円	1,440円	180円
2,250㎡まで	1,260円	1,520円	1,770円	2,020円	260円
3,000㎡まで	1,620円	1,950円	2,270円	2,600円	330円
3,000㎡を超える場合	1,980円	2,380円	2,780円	3,170円	400円

② ①にかかわらず、適法に録音された録音物により著作物の演奏が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、下表のとおりとする。

30分間の教授料 面積	5,000円まで	10,000円まで	15,000円まで	20,000円まで	20,000円を超える場合 5,000円までを増すごとに 加算する額
60㎡まで	40円	50円	60円	70円	10円
120㎡まで	60円	80円	90円	100円	20円
180㎡まで	80円	100円	120円	130円	20円
240㎡まで	90円	120円	140円	150円	20円
300㎡まで	110円	140円	160円	180円	30円
450㎡まで	150円	180円	210円	240円	30円
600㎡まで	180円	220円	260円	290円	40円
750㎡まで	220円	270円	310円	360円	50円
900㎡まで	260円	320円	370円	420円	60円
1,125㎡まで	290円	350円	410円	470円	60円
1,500㎡まで	360円	440円	510円	580円	80円
2,250㎡まで	510円	620円	720円	820円	110円
3,000㎡まで	650円	780円	910円	1,040円	130円
3,000㎡を超える場合	800円	960円	1,120円	1,280円	160円

③ ①にかかわらず、ビデオグラムの上映が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、①の使用料の $\frac{60}{100}$ の額とする。

④ 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(ダンス教授所における演奏等の備考)

(ダンス教師の数)

- ① ダンス教師の数とは、当該施設において対価（名目の如何を問わない。）を得てダンスを教授する者の総数をいう。
- ② 上記①に該当する者で、一日の勤務時間を問わず週4日以上勤務をする者についてはその人数を1人と、週3日以内勤務をする者については0.5人とし、それぞれを合算した人数をダンス教師の数とする。

なお、1人に満たない端数が出た場合は、切り上げとする。

(面積)

- ③ 面積とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいう。

(30分間の教授料)

- ④ 30分間の教授料とは、名義を問わず、客がダンスのレッスンを受けるために支払うもの（消費税額を含まないもの。）で、1教程に支払う対価を30分の割合にした料金をいう。

なお、この料金に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。

## 使用料規程第 2 章第 1 節演奏等 5 ダンス教授所における演奏等に関する運用基準

## 1.適用範囲

本運用基準は、[使用料規程第 2 章第 1 節演奏等 5 ダンス教授所における演奏等](#)のうち、「社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所」の規定に基づき算出する演奏等使用料に対して適用します。

## 2.使用料

使用料は、以下のとおりとします(別途消費税相当額が加算されます)。

## (1) 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の月額使用料

1施設当たりの 演奏場所の総面積	月額使用料
60㎡ まで	3,000 円
120㎡ まで	4,500 円
180㎡ まで	6,000 円
240㎡ まで	7,500 円
300㎡ まで	9,000 円
450㎡ まで	12,000 円
600㎡ まで	15,000 円
750㎡ まで	18,000 円
900㎡ まで	21,000 円
900㎡ 超	30,000 円

## (2) (1)によらない場合の使用料(著作物 1 曲 1 回 5 分までの使用料)

管理著作物の利用が少ない場合、管理著作物 1 曲ごとに利用できる許諾方法や、(2)の使用料を積算して月額使用料を決める方法もあります。

1施設当たりの 演奏場所の総面積	使用料	
	生演奏等※	市販CD等
60㎡ まで	90 円	40 円
120㎡ まで	140 円	60 円
180㎡ まで	180 円	80 円
240㎡ まで	230 円	90 円
300㎡ まで	270 円	110 円
450㎡ まで	360 円	150 円
600㎡ まで	450 円	180 円
750㎡ まで	540 円	220 円
900㎡ まで	630 円	260 円
1,125㎡ まで	720 円	290 円
1,500㎡ まで	900 円	360 円
2,250㎡ まで	1,260 円	510 円
3,000㎡ まで	1,620 円	650 円
3,000㎡ 超	1,980 円	800 円

※各種メディアや、携帯端末に複製したものは「生演奏等」に該当します

### 3.使用料の割引

#### (1) 契約促進割引

2015年4月の管理開始に先立ちご契約いただいた方には、2015年度分(2015年4月～2016年3月分)の使用料を1割引します。

#### (2) 前払割引

月額使用料を前払いによりお支払いいただく場合は、以下のとおり、使用料を割引します。

前払いヵ月	割引ヵ月	使用料例(月額4,500円の場合、税抜)
3ヵ月分前払い	0.1ヵ月分	13,500円→13,050円(4,500円×2.9ヵ月)
6ヵ月分前払い	0.5ヵ月分	27,000円→24,750円(4,500円×5.5ヵ月)
1ヶ年前払い	1.2ヵ月分	54,000円→48,600円(4,500円×10.8ヵ月)

### 4.実施日

2015年4月1日

以上